

## 生活習慣病等予防普及啓発事業業務委託企画提案募集要領

### 1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名  
生活習慣病等予防普及啓発事業業務  
(メタボリックシンドローム予防対策事業, 循環器病予防普及啓発事業)
- (2) 委託業務内容  
別添仕様書による。
- (3) 履行期限  
令和6年11月29日(金)
- (4) 委託業務に要する費用  
960千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)  
(メタボリックシンドローム予防対策事業: 373千円)  
(循環器病予防普及啓発事業: 587千円)

### 2 企画提案書の作成

企画提案参加者は、別添仕様書の記載事項を踏まえ、次の(1)から(6)の項目について任意の様式にて企画提案書を作成し、提出すること。ページ数は問わない。

- (1) 動画の作成  
別途仕様書による。
- (2) 電波媒体の広報イメージ
- (3) 電波媒体の放送予定(時間帯, 本数等)
- (4) その他の具体的な広報媒体等及びそれが効果的と思われる理由
- (5) その他の具体的な広報媒体等の活用予定
- (6) 事業実施スケジュール

### 3 企画提案に係るスケジュール

- |                    |                                |
|--------------------|--------------------------------|
| (1) 企画募集開始         | 令和6年7月18日(木)                   |
| (2) 企画提案に係る質問提出期限  | 7月29日(月) 午後5時必着                |
| (3) 質問回答期限         | 8月2日(金) 午後5時                   |
| (4) 参加表明書又は辞退届提出期限 | 8月6日(火) 午後5時必着                 |
| (5) 企画提案書等提出期限     | 8月21日(水) 午後5時必着<br>※(開始から1か月後) |
| (6) 企画提案書審査        | 8月22日(木) ~ 23日(金)              |
| (7) 契約候補者決定        | 8月23日(金) ※予定                   |

### 4 応募方法

#### (1) 提出書類

##### ア 参加表明書

企画提案に参加を希望する事業者は、「参加表明書」(様式1)により電子メールで申し込むこと。送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

また、諸般の事情により辞退する場合は、「辞退届」(様式2)を電子メールで提出すること。

※ これまでの実績やアピールしたい資料があれば併せて提出可。

## イ 企画提案書及び見積書

(7) 企画提案書（任意様式） 9部（正本1部，写し8部）

(イ) 費用見積書（任意様式） 9部（正本1部，写し8部）

※ 各積算項目の内訳を記載し，全ての費用を積算すること。

なお，見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

また，提案にあたっては，1-(4)の金額を上限として積算すること。

## (2) 企画提案書等の提出方法

持参または郵送

## (3) 企画提案に係る質問の提出方法等

ア 提出方法 「質問書」（様式3）に質問内容を記載し，電子メールにより提出すること。

イ 回答 メールで全員に回答する。

## (4) 企画提案に係る留意事項

ア 企画提案書は，1者につき1案に限る。

イ 提出された企画提案書等は返却しないこととし，提出後の修正は認めない。

ウ 採用された企画書の使用権は，県に帰属する。

エ 受託者決定後は，県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし，企画の一部を修正または変更する場合がある。

オ 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は，企画提案者の負担とする。

カ 選定した提案内容については，行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は，当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては，開示対象となる場合がある。

## 5 選定及び契約の締結

### (1) 審査・選定

企画提案書類等を選定委員会において審査し，最も優れているとされた企画書を提出した者（以下，「最優秀企画提案者」という。）を契約の相手方の候補者として決定する。

なお，審査に際し，内容等で確認を要する事項がある場合には，問合せを行うことがある。

### (2) 選定結果

選定結果は，企画提案者全員に対して書面により通知する。

なお，選定結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

### (3) 契約締結

県は，契約の相手方の候補者として選定された最優秀企画提案者と協議の上，仕様書を決定し，業務委託契約を締結する。

委託契約については，原則として最優秀企画提案者（第一位）と締結するが，委託業務に関して必要な協議が合意に至らない場合，又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合は，その選定を取り消すとともに，選定委員会で次順位以降の者を繰り上げて，県とその者が協議の上，契約を締結する。

## 6 書類等提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部 健康増進課 健康増進栄養係

担当：東條（総括），白澤（メタボ），中村（循環器病）

【TEL】099-286-2717 【FAX】099-286-5556 【mail】kenko@pref.kagoshima.lg.jp